市町村等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.1%)

機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	10,933	248.0	2.27	2.0	
松山市	2,141	52.0	2.43		
伊予市	308	6.0	1.95		
東温市	263	7.0	2.66		
今治市	1,092	24.0	2.20		
八幡浜市	407	8.0	1.97		
西予市	756	18.0	2.38		
宇和島市	995	22.0	2.21		
新居浜市	613	13.0	2.12		
西条市	753	16.0	2.12		
四国中央市	813	22.0	2.71		
大洲市	523	12.0	2.29		
久万高原町	306	7.0	2.29		
松前町	199	4.0	2.01		
砥部町	151	3.0	1.99		
上島町	188	5.0	2.66		
伊方町	245	5.0	2.04		
鬼北町	159	5.0	3.14		
愛南町	399	9.0	2.26		
松野町	134	3.0	2.24		
内子町	376	5.0	1.33	2.0	
松山市公営企業局	112	2.0	1.79		

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

² ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

³ ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。